は、第 49 条及び第 50 条の規定を準用する。）に-0.50 を乗じて得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と 0.70 との合計数とする。ただし当該合計数が、0.300 に満たないときは 0.300 とし、0.500 を超えるときは 0.500 とする。

BI_n　公共施設等適正管理推進事業のうち、長寿命化事業及びユニバーサルデザイン化事業（義務教育施設の大規模改造事業分）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

BJ_{30}	ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの	0.00066
	イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00059
$BJ_{元}$	ア　令和元年度市場公募都市に係るもの	0.00037
	イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00040

β　当該市町村の財政力指数（当該市町村に係る基準財政収入額（錯誤に係る額として加減した額を除く。）を基準財政需要額（錯誤に係る額として加減した額を除く。）で除して得た数値（小数点以下 2 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）で当該年度前 3 年度内の各年度に係るものを合算して得たものを 3 で除して得た数値（小数点以下 2 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいい、当該年度の 4 月 1 日以前 3 年の間に市町村の廃置分合又は境界変更によつてその区域に異動のあつた市町村については、当該市町村が当該年度の 4 月 1 日現在の区域をもつて存在していたものとみなして算定し、これらの額の分別の方法については、第 49 条及び第 50 条の規定を準用する。）に-0.20 を乗じて得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と 0.58 との合計数とする。ただし当該合計数が、0.420 に満たないときは 0.420 とし、0.500 を超えるときは 0.500 とする。

BK_n　公共施設等適正管理推進事業のうち、市町村役場緊急保全事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定す

は、第 49 条及び第 50 条の規定を準用する。）に-0.50 を乗じて得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と 0.70 との合計数とする。ただし当該合計数が、0.300 に満たないときは 0.300 とし、0.500 を超えるときは 0.500 とする。

BI_n　公共施設等適正管理推進事業のうち、長寿命化事業及びユニバーサルデザイン化事業（義務教育施設の大規模改造事業分）に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

BJ_{30}	ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの	0.00066
	イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.00059

α　当該市町村の財政力指数（当該市町村に係る基準財政収入額（錯誤に係る額として加減した額を除く。）を基準財政需要額（錯誤に係る額として加減した額を除く。）で除して得た数値（小数点以下 2 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）で当該年度前 3 年度内の各年度に係るものを合算して得たものを 3 で除して得た数値（小数点以下 2 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいい、当該年度の 4 月 1 日以前 3 年の間に市町村の廃置分合又は境界変更によつてその区域に異動のあつた市町村については、当該市町村が当該年度の 4 月 1 日現在の区域をもつて存在していたものとみなして算定し、これらの額の分別の方法については、第 49 条及び第 50 条の規定を準用する。）に-0.20 を乗じて得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と 0.58 との合計数とする。ただし当該合計数が、0.420 に満たないときは 0.420 とし、0.500 を超えるときは 0.500 とする。

BK_n　公共施設等適正管理推進事業のうち、市町村役場緊急保全事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指